

共生の時代

号外

●発行 グリーンコープ共同連合理事会
 ●編集 共生の時代・編集部
 〒812-8561 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号カーニオプレイス博多4階
 ●電話 (092) 481-7923 ●FAX (092) 481-7876
 ●ホームページ: <http://www.greencoop.or.jp/>

グリーンコープは「人と人との結合による 助けあいの組織である真の生協」として これからも歩んでいきます

グリーンコープ連合理事会と会員生協理事会は、COOP共済をめぐる問題について、以下の意見書を採択し公表しました。この意見書は、日本コープ共済生活協同組合連合会、日本生活協同組合連合会および全国の生協にお届けしました。

また、生活協同組合の監督官庁である厚生労働省にもお届けしています。

なお、本文の「共生の時代」掲載にあたっては、紙面の都合上、一部を省略させていただきました。全文をご覧になりたい方は、グリーンコープのホームページで読むことができます。

日本の大方の生協は、組合員の存在とその意思を211億円（コープさっぽろとエフコープ分を含む）で日本コープ共済生協連に売り渡し、日本コープ共済生協連はこれを買受けました。つまり、日本の大方の生協と日本コープ共済生協連は決して売買してはならない「組合員の存在とその意思」を売買しました。

そして、日本コープ共済生協連は今般、売り渡された大方の生協の組合員との「平等」を理由に、①売り渡されていない「エスコープ」と「都市生活」両生協の組合員の存在とその意思を尊重しない、②尊重して欲しければお金を支払え、と主張・要求しています。

私たちは、こうした日本コープ共済生協連の態度とそのあり方は本当に許されないものであると考えます。

2010年9月21日
 日本コープ共済生活協同組合連合会
 理事長 矢野 朝水 様

生活協同組合連合会グリーンコープ連合会
 会長 田中 裕子
 グリーンコープ生協おおさか 理事長 中村 富美子
 グリーンコープ生協ひょうご 理事長 長沼 浩美
 グリーンコープ生協おかやま 理事長 坂口 陽子
 グリーンコープ生協とっとり 理事長 相野 香
 グリーンコープ生協(島根) 理事長 角 幸恵
 グリーンコープ生協ひろしま 理事長 林 和子
 グリーンコープやまぐち生協 理事長 松村 理津子
 グリーンコープ生協ふくおか 理事長 田原 幸子
 グリーンコープ生協さが 理事長 田中 裕子
 グリーンコープ生協(長崎) 理事長 高橋 純子
 グリーンコープ生協おいた 理事長 奥田 富美子
 グリーンコープ生協くまもと 理事長 久米田 薫
 グリーンコープかごしま生協 理事長 川原 ひろみ
 グリーンコープ生協みやざき 理事長 杉尾 紀美子

拝啓 残暑厳しき候、貴職におかれましてはますますご健勝にてご活躍の段、奉賀します。

さて、私たちは、略…、私たちが代表して協議の場に出席いたしましたグリーンコープ連合片岡専務理事より…略…、私たちの基本的な見解はすでに口頭で申し述べさせていただいているところですが、その際、私たちは「文書で、改めて見解をお届けする」とお約束しておりました。

私たちはしたがって、このお約束に基づき、以下のとおり、私たちの見解を申し上げます。どうかよろしく、ご査取くださいますよう、お願い申し上げます。…略…

記

一、グリーンコープ前史における日本生協連と私たちとの関係を振り返って

二、グリーンコープ連合の設立からグリーンコープ共同体にいたる足取り―並行して、日本生協連は「COOP中国製冷凍餃子事件」に向かつていました―

三、「COOP共済」を巡る日本生協連との関係の経過について

(1) …略… グリーンコープは1994年8月にグリーンコープ福祉連帯基金を設立し、福祉への取り組みを本格的に開始してまいりました。そして、福祉を考える上で、「共済」はとても大切な事業領域のひとつでもありました。そうしたことから、不安がなかったわけではありませんが、私たちは1995年ごろから本格的に「COOP共済」の取り扱いを開始することにしました。そして、日本生協連の共済部局は、「COOP商品」を巡っては色々あったようですが…(共済はそういう心配は不要です)…という態度で、私たちに對しても誠実に協力してくれました。特に、日本生協連の共済部局は2004年ごろに、全国の生協組合員に「COOP共済」が根づいていくために、会員生協の主体性をもっと尊重したいという趣旨であったと思えますが、一定の条件(COOP共済の保有契約件数が6万件以上で、10万件以上に到達できる合理的な計画があることなど)を満たした会員生協もしくは事業生協連合に、日本生協連と共同で「COOP共済」の「引受」人となる制度をつくってくださり、グリーンコープ連合にも、「共同引受」人になるように勧められました。

(2) 以上の経過に明らかかとおり、「COOP共済」の「共同引受」人になる資格は、6万件以上の「COOP共済」契約を保有し、これを10万件以上の契約に到達できる合理的な計画をもてる程度に組合員が存在し、かつ、所属する生協に「COOP共済」契約を集中させようとする組合員の意思が存在すること、を意味しています。その意味で申しますと、「共同引受」人になれる資格は、組合員の存在とその意思の「結晶」とでも言うべきもので、「共同引受」人になれる資格の実態は、組合員の存在とその意思にほかなりません。

(3) 私たちは受けて、準備し、2005年に「COOP共済」の「共同引受」人になりました。そしてその結果、「共同引受」人になる以前に比べ、グリーンコープ連合とその会員生協が手にする共済手数料(収入)も格段に改善され、組合員への共済払戻金も改善されました。もちろん、「共同引受」人になったわけですから、グリーンコープがともなうて負う責任(リスク負担)も当然、大きくまりました。

そして、これと前後して、全国の大手生協と事業生協連合も当然、この「共同引受」人になる資格を取得していきましました。ともなうて、全国の大手生協および事業生協連合が主体的かつ積極的に「COOP共済」の普及に取り組みむようになり、「COOP共済」の契約件数も飛躍的に伸張することになりました。…略…

(4) しかし、2005年、保険業法が改定されたことを契機に、日本生協連の共済部局と私たちの協力関係は大きく揺らぎ始めます。そして、ここに生じた「関係の揺らぎ」は次第に、その振幅の幅を大きくしていき、そして、今日を迎えています。したがって、この保険業法の改正が何を意味したのかということを取り返り、正確に承知しておくことがとても大切です。…略…

四、今回の「こと」の真相は、COOP共済の契約者(組合員)に本来帰属すべき共済掛金の余剰(211億円)が、日本生協連(もしくは日本コープ共済生協連)の手で、「共同引受」人資格が返上されたことを口実に、日本の大方の大手生協に勝手に(契約者の理解と同意なしに)分配されたということ。そして、日本生協連(もしくは日本コープ共済生協連)はその代償として、そう(共同引受)人の資格を返上)した生協理事会の同意の下に、組合員にCOOP共済を金融商品のひとつとして直接販売する権利を手にしたということ。…略…

(1) …略… 今振り返れば、その第一歩こそが、日本生協連がコープさっぽろ生協とエフコープ生協の二生協から、そのCOOP共済の「共同引受」資格を「営業権」の名目で、合計12億円で買い受けることでした。…略… 日本生協連は、コープさっぽろ生協とエフコープ生協の二生協から、組合員の存在とその意思の「結晶」というべきCOOP共済の「共同引受」資格を「営業権」の名目で、合計12億円で買い取った後、その共済部局を2009年4月1日付で日本コープ共済生協連として、分離しました。そして、日本生協連から分離された日本コープ共済生協連は、グリーンコープと生活クラブとパルシステムの三生協グループを除く日本の大方の大手生協から、具体的には「共同引受」資格を保有していた29の生協から、そのCOOP共済の「共同引受」資格を合計199億円で買い受けました。つまり、日本生協連と日本コープ共済生協連は、日本の大方の大手生協(コープさっぽろ生協とエフコープ生協を含む)に合計211億円のお金を支払って、COOP共済の「共同引受」資格を「営業権」の名目で買い受けただけで

(2) 昔、広島県の西部の山口県に隣接する大竹市に、山口県の岩国市を事業エリアに含めていた「大竹生協」という生協がありました。その大竹生協が経営破たんした際、岩国市に居住するその組合員を、お隣のコープやまぐち生協に一人5,000円(当時の職員の記憶による)で買い受けてもらったことがありました。そしてその結果、岩国市に住んでいた「大竹生協」の組合員たちは突然、自分たちの知らないうちに、コープやまぐち生協の組合員になっていきました。

そしてその後、自分がお金で売られたことを知った組合員たちは、大憤慨してコープやまぐち生協を脱退し、「みのり共同購入会」という共同購入会を組織したことがあります。そして、この「みのり共同購入会」の山口県側の会員たちは後日、グリーンコープ生協いわくに(グリーンコープやまぐち生協の前身のひとつ)の母体になり、広島県側の会員たちは、今のグリーンコープ生協ひろしまの母体になりました。

このように昔から、組合員の存在とその意思は時として、売買の対象にされてきました。そして、そうしたことが行われるのは大方の場合、当該生協が経営破たんし、金融機関からの借入金や納入業者からの仕入れ商品代金の弁済に窮し、隣接する生協に「営業譲渡」を名目に組合員を売り渡す、というものでした。そして、こうした場合は、売り渡された組合員は、隣接する生協の組合員として、その権利を行使することもできます。したがって、こうした「営業譲渡」は決して許されることではないにしても、まだ理解できる面があります。…略…

しかし、今回の場合は、組合員は隣接する生協にはなく、日本生協連や日本コープ共済生協連に売り渡されています。そして、個人は、日本生協連や日本コープ共済生協連の組合員にはなれません。したがって、日本生協連や日本コープ共済生協連に売り渡された組合員は、日本生協連や日本コープ共済生協連の組合員として、その権利を行使する道をはじめから閉ざされています。すなわち、組合員は日本生協連などの顧客になることしか出来ません。ですから、組合員は純粋に物として、つまり、「移転する事業収益」として、売買されています。私たちはそして、もし組合員をこのように「移転する事業収益」として売買することが許されるのであれば、日本の生協は損害保険会社などに対して、その組合員を売り渡すことが論理的に可能になるはずであると考えます。しかし、そんなことがはたして、生協法上、許されることなのでしょうか。生協法は、組合員の「加入・脱退の自由」を明文で保障しており、理事が勝手に組合員を売買することを許してはいけません。すなわち、私たちは、今回、日本の大方の大手生協がその組合員を日本生協連や日本コープ共済生協連に売り渡し、日本生協連や日本コープ共済生協連がこれを買入れた行為は、生協法に違反する不法行為と言わなければならないと考えます。…略…

(3) 加えて、今回の場合は、組合員の存在とその意思の「結晶」

というべきCOOP共済の「共同引受」資格が「営業権」の名目で売買されるという形で、組合員は売買されてい

す。そして、共済というものの本質を考慮すれば、今回の売買は、以下のとおり、本来はCOOP共済の契約者である組合員に帰属すべき共済掛け金の余剰が、日本生協連(もしくは、日本コープ共済生協連)の手で、日本の大方の大手生協に勝手に分配されたことを意味しています。しかも、その代償として、日本コープ共済生協連は、全国の大方の大手生協の組合員にCOOP共済を直接販売する権利を手

にしているのです。(二)共済は本来、共済契約を締結している組合員の相互扶助の仕組みとして存在しています。すなわち、契約者が共済掛け金を支払い、病気や事故などがあつた場合に、共済金や見舞い金を受け取ることができる仕組みです。そして、その共済金や見舞い金の支払いに、契約者の共済掛け金や積立金があてられます。そして、年度末で共済金や見舞い金の支払い額が想定額に満たない場合は、一定の率で共済契約者に共済掛け金が割戻しされる仕組みになっています。すなわち、営利を目的としない生協だからこそ、一定の積立金と事務経費を除き、共済掛け金の余剰は、共済を契約している組合員に還元される仕組み

になっているのです。(二)ところで、COOP共済の「共同引受」契約は、共済掛け金収入に対しても共済金などの支払いに対しても、日本生協連と共同引受生協がその引受率によって、応分に責任を負うことを契約しているものです。そして、「共同引受」資格の返上は、収入と支払いに対して、共同引受生協が負担していた責任を日本生協連(もしくは日本コープ共済生協連)に移す(返上する)ことを意味しています。すなわち、「共同引受」資格の返上は、その資格の返上以上のことを実は、何も意味していません。つまり、COOP共済の契約者にとつて、共済掛け金や保障内容に何の変更もありません。

したがって、「共同引受」の返上にもない、日本生協連(もしくは日本コープ共済生協連)は、共同引受生協連から移ってくる責任を新たに負担するために、日本生協連(もしくは日本コープ共済生協連)に積立金を積み増す必要が発生する可能性があります。しかし、「共同引受」資格の返上にもなつて必要な変更は、そのことだけなのです。

(三)そして、それがもし必要な場合は、日本生協連(もしくは日本コープ共済生協連)に適切に積立金を積み増さねばなりません。そして、積立金を積み増した上で、共済掛け金の余剰があれば、それはCOOP共済の契約者である組合員に還元されるべきものです。ところが、日本生協連(もしくは日本コープ共済生協連)はCOOP共済の契約者である組合員に還元されるべき共済掛け金の余剰(もしくは将来の余剰)を、「共同引受」資格を返上した日本の大方の大手生協に「営業権」の名目で支払い、分配したのです。そして、その分配金額は211

億円にのぼっています。

(四)私たちがしたがつて、今回の「この真相」は、本来はCOOP共済の契約者である組合員に帰属している共済掛け金の余剰(もしくは将来の余剰)が、日本生協連(もしくは日本コープ共済生協連)の手で、「共同引受」資格の返上を口実に、日本の大方の大手生協に分配されたということである、と考えています。そして、日本生協連(もしくは日本コープ共済生協連)はそ(分配)の代償として、「共同引受」資格を返上した日本の大方の大手生協理事会からその組合員に、COOP共済を保険と同じ金融商品として、直接販売する権利を与えられた、ということなのです。それが、今回の「営業権」売買の「この真相」にほかならないのです。…略…

(4) 私たちは、(2)で展開した意味において、今回の組合員の売買は、生協法に違反する不法行為と言ふべきもので、許されないものであると考えます。また、(3)で展開した意味において、今回の組合員の売買は、日本生協連(もしくは日本コープ共済生協連)が本来は組合員に帰属するお金を勝手に分配し、この分配の代償に、分配金を受け取つた生協の組合員にCOOP共済を直接販売する権利を手にした、という不当行為であつて、本当に許されないことであると考へます。

私たちがそして、この事実がもし広く公開された場合、この売買に加つた日本の大方の大手生協と日本生協連(もしくは日本コープ共済生協連)は、一体どのようにCOOP共済を契約している組合員に申し開きするつもりなのか、大変心配しています。

五、私たちは、「コープ共済連から3連合会へ移転する事業収益の補填のため、DCF法により算出した営業権相当額を当該連合会からコープ共済連へ支払うこととする」旨のルールに決して同意してはならないと考へます。

(1) そうした経過の中で、大阪の「エスコープ」と兵庫の「都市生活」の二つの生協がこのほど、生活クラブ生協連合会に加入することになりました。そして、この二つの生協は「共同引受」資格をもつておりませんでした。しかし、この二つの生協が生活クラブ共済生協連合会に加入すれば、加入した生協とその組合員は当然、生活クラブ共済生協連合会が保有している「共同引受」資格の恩恵に浴すと同時に、ともなう責任(リスク負担)を負うはずでした。

ところが、日本コープ共済生協連は、①エスコープ生協と都市生活生協の組合員が日本コープ共済生協連と契約しているCOOP共済契約をそのまま、生活クラブ共済生協連合会に移管することはできない、②移管するとすれば、生活クラブ共済生協連合会は「移転する事業収益」を日本コープ共済生協連に補填しなければならぬ、と主張・要求しています。…略…

(2) しかし、明らかであることは、第一に、「エスコープ」と「都市生活」の組合員は両生協の組合員であつて、日本生協連の組合員ではない、ということ。第二に、両生協の

組合員は、その購買力を所属する生協に集中することをとおして、組合員の「生活の経済的・文化的向上」を願つてい、ということ。第三に、そのような組合員の存在と意思の表現として、組合員は所属する生協を媒介に、日本生協連と「COOP共済」契約を締結してきた、ということ。そして、第四に、日本生協連は、日本生協連に加入している生協の組合員であることを条件として、その組合員と「COOP共済」契約を締結してきた、ということ。第五に、その日本生協連の共済事業が今般、日本コープ共済生協連に分離・移管された、ということ。したがつて、「エスコープ」と「都市生活」の両生協が生活クラブ共済生協連合会に加入すれば当然、両生協とその組合員は生活クラブ共済生協連合会が保有する「共同引受」資格の恩恵に浴すと同時に、ともなう責任(リスク負担)を負うはずでした。

ところが、日本コープ共済生協連は、生活クラブ生協連合会が「移転する事業収益の補填のため、DCF法により算出した営業権相当額を日本コープ共済生協連へ支払」わなければ、「エスコープ」と「都市生活」両生協の組合員の「COOP共済」契約を生活クラブ生協連合会に移管しない、と主張しています。また、グリーンコープとパルシステムに対しても、今後、同様の事例が発生した場合は「移転する事業収益を補填する」ことをルールとして認めるよう、要求しています。

(3) 私たちはしかし、これほど生協法と生協定款の規定を無視し、「組合員の存在とその意思」を無視した振舞いはないと思ひます。繰り返しになりますが、生協法と生協定款によつて、組合員の意思は日常的に、所属する生協の理事会によつて代表されているのです。そして、組合員の意思が日常的に所属する生協の理事会によつて代表されているからこそ、日本生協連と日本コープ共済生協連は、日本の大方の大手生協の理事会がそこに所属する組合員の「COOP共済」契約を「共同引受」契約から日本コープ共済生協連が100%引き受ける契約に変更する旨を申し出たことを、組合員からの委任に基づく正当な権利行使として、受け入れてはいるのです。

ところが、日本生協連と日本コープ共済生協連は、「エスコープ」と「都市生活」の両生協の理事会がそこに所属する組合員の「COOP共済」契約を、日本コープ共済生協連が100%引き受ける契約から、生活クラブ共済生協連合会と日本コープ共済生協連が「共同引受」している契約に変更する旨を申し出ると、今度はそれを組合員からの委任に基づく理事会の正当な権利行使とは認めず、組合員が直接、日本コープ共済生協連が100%引受けている契約を解約し、その上で、生活クラブ共済生協連合会と日本コープ共済生協連が「共同引受」している契約を新しく締結する、という手続きを別途に踏むことが必要であると主張・要求しています。私たちは、これは生協法と生協定款に規定されている組合員と理事会の委任関係を無視するものであつて、生協法と生協定款に違反する不法行為であると考へます。

その上、C O O P 共済を契約している組合員にとって、「共同引受」契約から日本コープ共済生協連が100%引き受ける契約に変更することは、事実上、契約の不利益変更を意味していると考えます。その一方で、日本コープ共済生協連が100%引き受ける契約から、「共同引受」契約に変更することは、組合員にとって、有利益変更を意味しています。…略…

そして、にもかかわらず言うべきか、そうであるからこそと言うべきなのを迷いますが、日本生協連と日本コープ共済生協連は、契約の(組合員にとっての)不利益変更には応じ、有利益変更には応じない、という態度をとっていることとなります。本当に不当と言うかはありませ

ん。
 私たちはしたがって、日本生協連と日本コープ共済生協連が「エスコープ生協と都市生活生協の組合員が日本コープ共済生協連と契約しているC O O P 共済契約をそのまま、生活クラブ共済生協連に移管することはできない」と主張することは、生協法と生協定款に規定されている組合員と理事会の委任関係を無視するものであって、生協法と生協定款に違反する不法行為であるばかりでなく、その趣旨・内容において、不当と言うほかにないと考えます。

(4) 私たちは加えて、日本コープ共済生協連が言う「移転する事業収益」とは組合員の意思にほかならず、それは日本コープ共済生協連が所有するものではないと考えます。したがって、日本コープ共済生協連が生活クラブ共済生協連協会などに「補填」を請求する根拠は、以下のとおり、そもそもどこにも存在しないと考えます。

(一) 共済事業の契約をどこに集中するのは、組合員が決定することであり、その件に関する決定権は組合員に帰属しています。

① 今般、「都市生活」と「エスコープ」の組合員は(所属する生協が生活クラブ生協連協会に加入することをおして)生活クラブ共済生協連協会に加入し、ともなう、自らのC O O P 共済契約を生活クラブ共済生協連協会に委ねる、すなわち、自らのC O O P 共済契約を生活クラブ共済生協連協会が日本コープ共済生協連との間で締結されている「共同引受」契約に委ねる、ということを決めています。

② そして、この決定は、従来の日本コープ共済生協連に100%集中する契約から生活クラブ共済生協連協会と日本コープ共済生協連が締結する「共同引受契約」へ契約を変更する旨の決定を意味しています。

③ そして、この組合員の決定は、誰も拒絶できないもの

です。
 (二)ところが、前述しましたとおり、日本コープ共済生協連は、この組合員の決定を不法・不当に拒絶し、「移転によるコープ共済連から(生活クラブ共済生協)連合会へ移転する事業収益の補填」を生活クラブ共済生協連協会へ要求し、「補填」に応じなければ「共同引受」契約に移転・変更しないと主張しています。

① 「移転によりコープ共済連が失う事業収益」はそもそも、組合員が「都市生活」生協や「エスコープ」生協に加入していることに基づき、生み出されているものです。何故なら、それ(事業収益)は組合員が両生協に加入し、所属生協を媒介に日本コープ共済生協連協会とC O O P 共済契約を締結しなければ、発生しなかったものだからです。その意味で、それは組合員の財産です。そして、それは日本コープ共済生協連が所有するものではありません。

② また、「移転によりコープ共済連が失う事業収益」は、組合員がC O O P 共済契約を解約すれば、移転するしないにかかわらず、失われるものです。つまり、それ(事業収益)は、すべては組合員の意思に関わって生まれ、かつ、消滅する性格のものであります。

③ ところが、日本コープ共済生協連は、組合員のものであるC O O P 共済契約とこの契約にともなうて発生する「事業収益」をあかも自らが所有するものであるかのように、つまり、他人のものをあかも自分のものとするように「補填」を要求しています。

(注) 日本生協連と日本コープ共済生協連は、他人(共済契約を締結している組合員)の共済掛け金の余剰を自分のものであるかのように、日本の大方の大手生協に勝手に分配しましたが、ここでも組合員のものであるものを自分のものであるかのように主張し、要求しています。

④ そして、それが不当であることは、「都市生活」と「エスコープ」の組合員が、日本コープ共済生協連と契約しているC O O P 共済を正規の手続きを踏んで解約し、日本コープ共済生協連と生活クラブ共済生協連協会が「共同引受」契約を締結しているC O O P 共済契約を正規の手続きを踏んで契約した場合、日本コープ共済生協連は解約にともなうて失われる「事業収益」をどこの誰にも請求できない事実によって、証明されていることなのです。

(5) 私たちはそして、日本生協連と日本コープ共済生協連が、不法・不当に契約の移転に応じず、かつ、根拠もなく「補填」を要求するのは、日本生協連と日本コープ共済生協連が、本来はC O O P 共済の契約者である組合員に帰属すべき共済掛け金の余剰(211億円)を勝手に日本の大方の大手生協に分配し、その代償に、そうした生協の組合員に直接、C O O P 共済を販売する権利を取得した事実に出発していると考えています。つまり、大きな重労働では空間がゆがむように、あまりにも重大なことが行われた結果、日本の生協空間が大きくゆがめられ、生協としての当然の常識が死に、組合員は「移転する事業収益」として取り扱われねばならない、という新しい常識が日本の生協を支配することになったということなのです。

私たちはしかし、そればかりでなく、ここでもう一つ重要な事実を確認しておく必要があります。それは、日本の大方の大手生協は確かに、その「組合員の存在と意思」を

日本コープ共済生協連などに「営業権」の名目で売り渡しています。「エスコープ」と「都市生活」の両生協は、その「組合員の存在と意思」を決して売り渡していないという事実を、です。何故なら、「エスコープ」と「都市生活」の両生協は、日本コープ共済生協連などから「営業権」の名目で、お金を一切受けとっていないからです。ですから、日本コープ共済生協連は、自分が買い入れてもいないもの

にまで、生活クラブ共済生協連協会に「買い戻せ」と主張・要求していることとなります。また、日本コープ共済生協連は、グリーンコープとパルシステムに対しても、同様な事例が生じた場合は「買戻し」をルールにするよう、主張・要求しています。

私たちはしかし、日本コープ共済生協連のこうした主張・要求は、①周りの人はみんな売られてしまっている、②したがって、あなたたちも周りの人と同じように取り扱うことにする、③それが「平等」というものだ、と主張・要求しているに等しいと思います。何故なら、繰り返しますが、「エスコープ」と「都市生活」両生協の組合員たちは決して売り渡されてはいないのです。私たちはしたがって、日本コープ共済生協連が提示する「移転する事業収益の補填のため、DCF法により算出した営業権相当額を日本コープ共済生協連へ支払うこととする」という考え方をルールにすることに同意しては決してならないと考えます。

(6) 私たちは最後に、組合員の存在とその意思は、金銭にも換算できる本当に大きな価値があることを確認します。私たちはしかし、金銭にも換算できる本当に大きな価値があるからといって、人間は何でも売ってよいものではないと考えます。一例を挙げますと、人間(奴隷)は昔、金と並んで貨幣として機能していたことに明らかのように、人間には金銭に換算できる大きな価値があります。しかし、フランス革命に代表される近代市民革命以降、人間の売買は「人身売買」として、世界中で厳に禁止されています。

私たちはそして、組合員の存在とその意思も、人間が絶対に売ってはいならないもののひとつであると考えます。何故なら、それ(売買)は組合員の存在とその尊厳を根本的に冒す行為であるからです。したがって、組合員の存在とその意思の売買は、生協運動が決して踏み外してはならない「最後の線」であると考えます。

(7) しかし、日本コープ共済生協連(その実態は日本生協連)とこれに追随する日本の大方の大手生協は今回、この「最後の線」を踏み越えてしまいました。私たちはしたがって、日本生協連とこれに追随する日本の大方の大手生協に、日本の生協運動の未来を託すことは不可能であることが今回、鮮明になったと考えています。ともなうて、私たちは、組合員の存在とその意思に根ざした生協運動を日本に再構築していく大きな責任を負わねばならないことになったと考え、決意しているところです。

六、最後に一点、ご質問があります。

— 略 —